

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

資料5-3

		前期基本計画	後期基本計画(修正案)	
第3章	分野のめざす姿	<p>○市民は、防災や防犯、交通安全に対する意識を高め、コミュニティによる支え合いが確立されているとともに、自然災害や火災などへの備えが整い、生命・身体・財産が守られたまちで安全安心に暮らしています。</p> <p>○市民は、安全な水道水を安定的に得られるとともに、雨水や市民生活により発生する排水が適切に処理されることにより、豊かな自然を守りつつ、快適で衛生的な生活を送っています。</p> <p>○市民をはじめ、各種団体、事業者、市役所などが、地球規模の環境問題を意識し、連携して環境負荷の少ない生活や循環型社会に配慮した生活や活動を営んでいます。</p>	<p>○市民は、防災や防犯、交通安全に対する意識を高め、互いに支え合うとともに、自然災害や火災などへの備えが整い、生命・身体・財産が守られたまちで安全安心に暮らしています。</p> <p>○市民は、安全な水道水を安定的に得られるとともに、雨水や市民生活により発生する排水が適切に処理されることにより、豊かな自然を守りつつ、快適で衛生的な生活を送っています。</p> <p>○市民をはじめ、各種団体、事業者、市役所などが、地球規模の環境問題を意識し、連携して環境負荷の少ない生活や循環型社会に配慮した生活や活動を営んでいます。</p>	
	施策体系	(1) 地域防災の推進		(1) 地域防災の推進
		(2) 消防・救急体制の充実		(2) 消防・救急体制の充実
		(3) 交通安全・防犯対策の充実		(3) 危険や不安のない市民生活の充実
		(4) 安全安心な水道水の供給		(4) 安全安心な水道水の供給
		(5) 下水道事業の健全経営		(5) 下水道事業の経営基盤強化
		(6) 資源循環型社会の形成		(6) 資源循環型社会の形成
		(7) 環境負荷の低減		(7) 環境負荷の低減
		(8) 環境衛生の向上		(8) 環境衛生の向上

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)				
第3章	施策名	第1節 地域防災の推進					(1) 地域防災の推進				
	現状と課題	○近年、台風や大雨などの風水害や、発生が懸念されている東南海・南海地震などの大規模地震に対する不安が広まっており、「阪南市防災マップ」や「阪南市地震防災マップ」を配布するなど、市民の防災意識の啓発に取り組んでいますが、さらに意識を高める取り組みや、自治会による自主防災組織(＊1)の設立など、地域ぐるみの防災体制の確立が求められています。 ○災害に備え、治水対策や公共施設・民間建築物の耐震化の推進が求められています。					○近年、台風や大雨などの風水害や、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震などの大規模地震に対する不安が広まっており、「 阪南市総合防災マップ 」を配布するなど、市民の防災意識の啓発に取り組むとともに、さらに 防災コミュニティセンターを活用した 自治会による自主防災組織(＊)の設立など、地域ぐるみの防災体制の確立が求められています。 ○災害に備え、治水対策や公共施設・民間建築物の耐震化の推進が求められています。				
	施策のめざす姿	○市民が日頃から防災意識や被害に対する認識を深め、市役所と一体となって防災活動に取り組み、被害を最小限にとどめることのできる、防災体制の確立した災害に強いまちを形成しています。 ○河川の浚渫(しゅんせつ)やため池の改修など、適切な維持管理により防災基盤が構築され、市民が安全安心に暮らしています。					○市民が日頃から 防災コミュニティセンターを活用し 、防災意識や 災害 に対する認識を深め、市役所と一体となって防災活動に取り組み、被害を最小限にとどめることのできる、防災体制の確立した災害に強いまちを形成しています。 ○ 建築物の不燃化を図られるとともに 、河川の浚渫(しゅんせつ)やため池の改修など、適切な維持管理により防災基盤が構築され、市民が安全安心に暮らしています。				
	成果指標	指標名	単位	現状値	目標値(H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値(H33年度)	説明
		「地震や水害等の自然災害への対策(施設や組織)が進められ、安心して暮らしている」と思う市民の割合	%	57.4	↗	住民意識調査	自主防災組織結成率	%	61	71	結成自治会数(36件)÷全自治会数(59件)×100
くらしの安心ダイヤル事業(災害時要援護者登録制度)登録者数		人	1,200	1,800		自主防災組織による訓練実施率	%	78	100	訓練実施団体数÷団体数×100	
自主防災組織結成の自治会数		団体	32	61		防災啓発事業参加者数	人	596	700	防災講演会、防災出前講座等参加者数	
自主防災組織による訓練実施率		%	63	100	訓練実施団体数÷団体数×100	消防団員充足率	%	100	100	消防団員数÷条例定数105人×100	
消防団員充足率		%	100	100	消防団員数÷条例定数105人×100	防火・準防火地域の面積	ha	15	2		
市役所の役割	○地震などの災害発生時には、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害時の事務分掌に従い、組織的な災害応急対策活動に取り組みます。 ○地震などの災害発生時に、防災の重要な役割を担う自主防災組織について、必要性や重要性について啓発し、全自治会での設立をめざすとともに、防災講座などにより、育成を行います。 ○災害に強いまちづくりを進めるにあたり、自助・共助・公助を軸に自主防災組織と連携のもと、防災訓練や防災講座を開催し、市民の防災意識の啓発を推進します。 ○災害時に支援が必要な人を把握し、地域での見守りや災害時の支援活動につなげます。 ○耐震診断や耐震改修を補助することにより、民間建築物の耐震化を促進します。 ○減災への取り組みとして、災害危険箇所の点検を行い、形状変化を把握するなど、早期の情報収集を行います。 ○非常食、資機材などの災害時に備えた備蓄を行います。					○地震などの災害発生時には、 防災コミュニティセンターに市長を本部長とする災害対策本部を設置し、消防団と連携のもと、災害応急対策活動に取り組みます。 ○地震などの災害発生時に、防災の重要な役割を担う自主防災組織について、必要性や重要性について啓発し、全自治会での設立をめざすとともに、 防災コミュニティセンターを活用した 防災講座などにより、育成を行います。 ○災害に強いまちづくりを進めるにあたり、自助・共助・公助を軸に自主防災組織と連携のもと、 防災コミュニティセンターを活用した 防災訓練や防災講座を開催し、市民の防災意識の啓発を推進します。 ○耐震診断や耐震改修を補助することにより、民間建築物の耐震化を促進するとともに 耐震シェルターの啓発を行います。さらに、公共施設の耐震化を図ります。 ○減災への取り組みとして、災害危険箇所の点検を行い、形状変化を把握するなど、早期の情報収集を行います。 ○河川や水路、およびため池の維持管理を適切に行い、浸水被害の防止と軽減を図ります。 ○ 防災コミュニティセンター等を活用して、非常食、資機材などの災害時に備えた備蓄を行います。 ○市街化区域の防火・準防火地域指定を進め火災に強いまちづくりを推進します。					
市民などの役割	○地震などによる被害を軽減するため、自主防災組織の組織率を向上します。 ○自主防災組織を中心に、平常時には防災訓練を実施し、災害に備えるとともに、災害時には初期消火、災害時に援助が必要な人の安全確保、避難誘導、救出、救護の実施などの防災活動に取り組みます。 ○地震などの災害時に備え、建物倒壊による生命の危険を低減するため、住宅などの建築物の耐震診断、耐震改修を行います。					○地震などによる被害を軽減するため、自主防災組織の組織率を向上します。 ○自主防災組織を中心に、平時には防災訓練を実施し、災害に備えるとともに、災害時には初期消火、災害時に援助が必要な人の安全確保、避難誘導、救出、救護の実施などの防災活動に取り組みます。 ○地震などの災害時に備え、建物倒壊による生命の危険を低減するため、住宅などの建築物の耐震診断、耐震改修を行います。					

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)					
第3章	施策名	第2節 消防・救急体制の充実					(2) 消防・救急体制の充実					
	現状と課題	○地震などの大規模災害への不安が増加するなか、市民の生命・財産を守るため、迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制の充実が求められています。 ○高齢化の進展などに伴い救急出動が増加しているなか、救急サービスの適切な利用や、地域ぐるみで救命意識を高める取り組みが求められています。					○地震などの大規模災害への不安が増加するなか、市民の生命・財産を守るため、迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制の充実が求められています。 ○高齢化の進展などに伴い救急出動が増加しているなか、救急サービスの適切な利用や、地域ぐるみで救命意識を高める取り組みが求められています。 ○今後の高齢化の進展を背景として、平成23年度に戸建てを含むすべての住宅を対象に義務化された住宅用火災警報器の設置によって、住宅火災等による死傷者数の減少が求められています。					
	施策のめざす姿	○消防署と消防団が連携を強化するとともに、周辺自治体との消防広域化による消防力の強化を含めた相互協力体制を充実することにより、市民の生命・身体・財産の安全が守られています。 ○救急体制が充実し、救急サービスの適切な利用により、市民が安心して暮らしています。					○消防署と消防団が連携を強化するとともに、周辺自治体との消防広域化による消防力の強化を含めた相互協力体制を充実することにより、市民の生命・身体・財産の安全が守られています。 ○救急体制が充実し、救急サービスの適切な利用により、市民が安心して暮らしています。 ○住宅用火災警報器を設置し、就寝中の火災の早期発見により、被害が減少し、市民が安心して暮らしています。					
	成果指標		指標名	単位	現状値	目標値 (H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値 (H33年度)	説明
			「地域や行政の救急・消防体制が整っており、安心して暮らしている」と思う市民の割合	%	74.8	↗	住民意識調査	救急救命士有資格者率	%	30.7	40	全署員に占める、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもと救急救命処置を行うことができる者の割合
			救急救命士有資格者数	人	12	15.0	厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもと救急救命処置を行うことができる者の数	軽症傷病者救急出動要請率	%	63	50	救急出動要請のあった全傷病者に占める軽症傷病者(傷病の程度が入院を必要としない者)の割合
			救急出場件数	件	2,398	2000.0	怪我や急病などの患者を病院などに搬送するために出場する件数	消防訓練参加人数	人	11,312	12,000	自主防災組織や学校、会社などの自衛消防組織による訓練参加者数
		救命講習・救急講習参加人数	人	1,151	1500.0	心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)取り扱い方法、各種応急手当を身につける講習受講者数	住宅用火災警報器の設置率	%	67	80	標本調査による家屋の設置数	
		消防訓練参加人数	人	11,405	12000.0	自主防災組織や学校、会社などの自衛消防組織による訓練参加者数	火災発生件数	件	7	↘	市域の建物、林野、車両、船舶などから発生した火災の合計件数	
	火災発生件数	件	9	↘	市域の建物、林野、車両、船舶などから発生した火災の合計件数							
	市役所の役割	○消防団や周辺自治体と連携し、大規模災害時の消防・救急体制を充実します。 ○救急車の適正な利用方法や火の取扱いなどについて広報誌や防災訓練などを通じて、さらに市民に理解を求め、防火意識を高揚させることにより、火災救急件数の減少をめざします。 ○多様化する救急救助活動に備え、専門的知識や技術を向上させるために研修などを行い、消防職員の資質の向上に努めます。					○消防団や周辺自治体と連携し、大規模災害時の消防・救急体制を充実します。 ○住宅用火災警報器の設置の促進を図ります。 ○救急車の適正な利用方法や火の取扱いなどについて広報誌や防災訓練などを通じて、さらに市民に理解を求め、防火意識を高揚させることにより、 救急件数や火災発生件数の減少 をめざします。 ○多様化する救急救助活動に備え、専門的知識や技術を向上させるために研修などを行い、消防職員の資質の向上に努めます。					
	市民などの役割	○火災予防意識を向上させるとともに、自主的な防災活動に取り組みます。 ○救急車を必要とする人が、すぐに利用できるように救急車を適正に利用します。 ○救命率の向上のため、救急現場に居合わせた人が救急車到着までの間、心肺停止者にAEDを使用するなど、必要な応急処置を行えるよう救命講習を積極的に受講します。					○火災予防意識を向上させるとともに、 住宅用火災警報器の設置および自主的な防災活動 に取り組みます。 ○救急車を必要とする人が、すぐに利用できるように救急車を適正に利用します。 ○救命率の向上のため、 救急車の適正利用および心肺停止患者に対するAEDの使用など、必要な応急処置が行えるように積極的に講習会を受講します。					

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)				
第3章	施策名	第3節 交通安全・防犯対策の充実					(3) 危険や不安のない市民生活の充実				
	現状と課題	<p>○交通事故件数は減少傾向にある一方、高齢化の進展に伴い高齢者の交通事故件数は増加しています。高齢者や幼児を重大事故から守るため、交通安全意識を高める取り組みが求められています。</p> <p>○本市における人口1,000人当たりの犯罪発生率は減少しており、大阪府内市町村のなかでも低くなっていますが、高齢者や子どもが巻き込まれる犯罪の増加や複雑化に対応するため、市民の防犯意識を高める取り組みをはじめ、地域ぐるみの防犯体制の構築や関係機関と連携強化が求められています。</p>					<p>○交通事故件数は減少傾向にある一方、高齢化の進展に伴い高齢者の交通事故件数は増加しています。高齢者や幼児に対しては、安全に道路を通行するために必要な技能や交通ルール等の知識を習得することを目的とした講習会を実施し、交通安全教育の推進を行っていきます。</p> <p>○本市における人口1,000人当たりの犯罪発生率は減少しており、大阪府内市町村のなかでも低くなっていますが、高齢者や子どもが巻き込まれる犯罪の増加や複雑化に対応するため、市民の防犯意識を高める取り組みをはじめ、地域ぐるみの防犯体制の構築や関係機関と連携強化が求められています。</p> <p>○自転車保険の加入義務化や65歳以上高齢者のヘルメット着用義務が明記された大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知とともに、市民の更なる交通安全意識を高める取り組みが求められています。</p> <p>○悪質商法やさまざまな詐欺による被害、また情報化社会の進展により、インターネットによるトラブルや過剰消費からの多重債務などが生じており、市民の一人ひとりが消費者として自立した消費生活を営むことが求められています。</p>				
	施策のめざす姿	<p>○交通ルールを守り、思いやりと譲り合いの気持ちをより深めることによって、市民は、交通事故にあうことなく暮らしています。</p> <p>○地域における防犯活動に取り組む団体が協働することによって、市民は犯罪にあうことなく暮らしています。</p>					<p>○交通ルールを守り、思いやりと譲り合いの気持ちをより深めることによって、市民は、交通事故にあうことなく暮らしています。</p> <p>○地域における防犯活動に取り組む団体や自治会が協働し、補助金を利用した防犯カメラの設置について、積極的に取り組みことによって、市民は犯罪にあうことなく暮らしています。</p> <p>○市民が、消費トラブルにあわずに、安心した消費生活を営んでいます。</p>				
	成果指標	指標名	単位	現状値	目標値 (H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値 (H33年度)	説明
		「市民が犯罪やトラブルにあわずに安心して暮らしている」と思う市民の割合	%	77.6	↗	住民意識調査	交通事故発生件数	件	162	↘	
	交通事故死亡件数	件	0	0.0		犯罪発生件数	件	10	↘	ひたくり発生件数 +空き巣発生件数	
	犯罪発生件数	件	36	↘	ひたくり発生件数 +空き巣発生件数	消費生活相談件数	件	110	150		
	市役所の役割	<p>○学校や地域などにおける交通安全および防犯に対する啓発活動や地域活動を推進します。</p> <p>○犯罪被害をなくすため、警察や防犯委員会と連携して防犯啓発活動を実施し、市民の防犯意識の向上に努めます。</p> <p>○駅前駐輪場内への防犯カメラ設置により、自転車やバイクの盗難を防ぎます。</p> <p>○防犯灯を適正に配置し、維持管理することで夜間における路上犯罪の防止に努めます。</p>					<p>○学校や地域などにおける交通安全および防犯に対する啓発活動や地域活動を推進します。</p> <p>○犯罪被害をなくすため、警察や防犯委員会と連携して防犯啓発活動を実施し、市民の防犯意識の向上に努めます。</p> <p>○駅前駐輪場内への防犯カメラ設置により、自転車やバイクの盗難および子どもや女性を狙った犯罪を防ぎます。</p> <p>○防犯灯を適正に配置し、維持管理することで夜間における路上犯罪の防止に努めます。</p> <p>○大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、「自転車安全利用5則」の周知とともに、市民の交通安全意識向上に努めます。</p> <p>○消費生活上のトラブルや疑問に対応するための相談窓口を充実させるとともに、各種啓発活動を通して市民が安心して消費生活を営むために必要な知識の普及に努めます。</p>				
	市民などの役割	<p>○交通ルールを守り、譲り合いの気持ちを持った行動をします。</p> <p>○ひたくりや空き巣などにあわないように、自らの防犯意識を高め、犯罪にあわない行動をします。</p> <p>○防犯委員会を中心に地域に密着した自主防犯組織の活動により、安全で快適な明るいまちづくりを進めます。</p>					<p>○交通ルールを守り、譲り合いの気持ちを持った行動をします。</p> <p>○ひたくりや空き巣などにあわないように、自らの防犯意識を高め、犯罪にあわない行動をします。</p> <p>○防犯委員会を中心に地域に密着した自主防犯組織の活動により、安全で快適な明るい街づくりを進めます。</p> <p>○大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の自転車保険加入の義務化により、保険加入に努めます。65歳以上の高齢者については、ヘルメット着用の義務化により、ヘルメット着用に努めます。</p> <p>○悪質商法や詐欺被害にあわないよう心がけ、契約行為については十分に内容を確認し、慎重に行います。</p>				

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)					
第3章	施策名	第4節 安全安心な水道水の供給					(4)安全安心な水道水の供給					
	現状と課題	○震災などの非常時において一定の給水機能の確保が必要であるため、水道施設の耐震化が求められています。 ○人口減少や節水による使用水量の減少を鑑み、安定的に水道水を供給できる経営を進めるため、効率的な水道施設整備や水道事業経営の合理化が求められています。					○震災などの非常時において <u>も、水は必要不可欠であり、一定の給水機能を確保するため</u> 、水道施設の耐震化が求められています。 ○人口減少や <u>節水機器・節水意識による使用水量の減少を鑑み、安全・安心な水道水を持続して</u> 供給できる経営を進めるため、効率的な水道施設整備や水道事業経営の合理化が求められています。 ○ <u>府域一水道を目指した取り組みとして、水道事業の広域化を推進するための施策の検討が求められています。</u>					
	施策のめざす姿	○安全な水道水が安定的に供給され、市民が安心して水道水を利用し、快適で衛生的に暮らしています。					○安全な水道水が安定的に供給され、市民が安心して水道水を利用し、快適で衛生的に暮らしを継続します。					
	成果指標		指標名	単位	現状値	目標値 (H28年度)	説明	指標名	単位	現状値 (H27)	目標値 (H33年度)	説明
			「市民が安全な水道水を安定して利用できる」と思う市民の割合	%	89.3	↗	住民意識調査	配水池などの耐震施設率(容量)	%	40.6	59.8	容積率[耐震化配水池等の容積÷全配水池等の容積(計21箇所)×100] 【参考:日本水道協会「水道事業ガイドライン」業務指標】
			配水池などの耐震化率	%	4.8	19.00	耐震化配水池など÷(配水池14箇所+受水池7箇所)×100	管路の耐震化率	%	11.8	20.1	水道管(耐震管)総延長/水道管総延長
		老朽管(石綿セメント管)更新率	%	63.6	100	石綿セメント管更新距離÷石綿セメント管総延長距離×100						
	緊急連絡管の整備箇所数	か所	0.0	2.0	地震災害や施設事故による断水に備え、緊急時に水を相互融通するための近隣市町との連絡管連絡箇所							
市役所の役割	○水道事業の経費節減や効率的な経営に努めるとともに、計画的に水道施設を整備します。 ○既存水道施設については、計画的に老朽管を更新するとともに、震災などに備え配水池などを耐震化します。 ○災害時に必要となる給水拠点施設や近隣自治体との緊急連絡管を整備します。					○水道事業の経費節減や効率的な経営に <u>努め、安定的な運営を継続します。</u> ○ <u>水道ビジョンの将来像を目指し</u> 、既存水道施設については、計画的に老朽管を更新するとともに、震災などに備え配水池などを耐震化します。 ○災害時に必要となる <u>給水拠点の施設や機器などを整備します。</u> ○ <u>近隣市町と歩調を合わせ、大阪広域水道企業団との事業統合に向けた検討、協議を行います。</u>						
市民などの役割	○限りある水道水を大切に使います。					○限りある水道水を大切に使います。						

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)				
第3章	施策名	第5節 下水道事業の健全経営					(5) 下水道事業の経営基盤強化				
	現状と課題	○豊かな自然と市民の快適な生活環境を守るために欠かすことのできない重要な都市基盤施設である公共下水道は、本市では事業開始から20年が経過し施設の老朽化が進むなか、公衆衛生の改善などの快適な生活環境を確保するために、施設の適切な維持管理や更新が求められています。 ○河川の水質改善や自然環境保全への関心が高まるなか、下水道事業の役割を果たせるよう効率的・効果的な下水道事業の経営が求められています。					○豊かな自然と市民の快適な生活環境を守るために、 <u>公共下水道未整備区域の解消と人口普及率の向上を図りながら、老朽化した管きょ施設の適正な維持管理が求められています。</u> <u>○節水型設備の普及や人口減少等により事業収益が減少し、下水道施設の維持管理費が増加するなか、安定かつ持続したサービスを提供できるよう、経営基盤の強化が求められています。</u>				
	施策のめざす姿	○市民が、公共下水道が整備され、生活排水が適正に処理された衛生的な環境で暮らしています。					○市民が、公共下水道が整備され、生活排水が適正に処理された衛生的な環境で暮らしています。				
	成果指標	指標名	単位	現状値	目標値 (H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値 (H33年度)	説明
		「適切な排水処理により、衛生的な生活環境や海・川が守られている」と思う市民の割合	%	61.2	↗	住民意識調査	下水道人口普及率	%	49.6	53.3	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$
		下水道人口普及率	%	45.0	50.7	$\frac{\text{現在実処理人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$	下水道接続率	%	89.2	90.0	$\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区域内人口(告示済み)}} \times 100$
	下水道接続率	%	90.9	92.0	$\frac{\text{現在水洗化人口}}{\text{現在処理人口(告示済み)}} \times 100$						
市役所の役割	○限られた財源のなか、計画的に下水道事業を推進し、下水道人口普及率を向上します。 ○下水道経営基盤のさらなる強化に向け、下水道整備地域の居住者の下水道接続を促進し、下水道使用者を増加させるなど、事業収益の確保に努めるとともに、下水道施設の適正な維持管理を講じることで費用を抑制します。					○限られた財源のなか、 <u>計画的・継続的かつ効率的・効果的な下水道整備を行い、人口普及率の向上を図ります。</u> ○下水道経営基盤のさらなる強化に向け、 <u>整備区域における公共下水道への接続を促進するとともに、適正な施設の維持管理により、事業収益の確保と経費節減に努めます。</u> ○ <u>老朽化した管きょ施設の長寿命化を図り、下水道施設としての機能を保持し、安全性を確保します。</u> ○ <u>地方公営企業法を適用することにより、財務状況の明確化、透明化を図ります。</u>					
市民などの役割	○公共下水道が整備された区域では、くみ取りトイレや浄化槽を改造し、速やかに下水道へ接続します。					○公共下水道が整備された区域では、くみ取りトイレや浄化槽を改造し、速やかに下水道へ接続します。					

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)					
第3章	施策名	第6節 資源循環型社会の形成					(6) 資源循環型社会の形成					
	現状と課題	○循環型社会の実現に向けて、廃棄物の減量化や再資源化を進めていますが、より一層地域全体で取り組めるよう、市民の意識を変える啓発活動や市民の取り組みを支援することが求められています。 ○泉南市と共同で設置している泉南清掃事務組合については、適切な費用負担や広域行政のメリットを活かした事業運営が求められています。					○循環型社会の実現に向けて、廃棄物の減量化や再資源化を進めていますが、より一層 3R(*)の推進や不法投棄・不適正排出などがないよう 、市民の意識を変える啓発活動や市民の取り組みを 促進 することが求められています。 ○泉南市と共同で設置している泉南清掃事務組合については、適切な費用負担や広域行政のメリットを活かした事業運営が求められています。					
	施策のめざす姿	○市民、事業所および市役所が、それぞれ適正に廃棄物を処理し、不法投棄されない・させない環境づくりを進め、環境負荷の少ない循環型社会で活動しています。					○市民、事業所および市役所が、それぞれ適正に廃棄物を処理し、不法投棄されない・させない環境づくりを進め、環境負荷の少ない循環型社会で活動しています。					
	成果指標		指標名	単位	現状値	目標値 (H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値 (H33年度)	説明
			「市民や事業者はごみの分別に配慮しており、適切な処理が行われている」と思う市民の割合	%	82.6	↗	住民意識調査	一般ごみ収集量	t	10856	10098	可燃ごみ+粗大ごみ+資源ごみ
			ごみ排出量	t	14,817	14,342	可燃ごみ+粗大ごみ	一般ごみ収集量の削減率 (平成27年比)	%	▲1.2	▲7.0	(当該年度実績-27年度実績)/27年度実績×100
			ごみ排出量の削減率 (平成12年比)	%	27.7	30.0	1-(当該年度実績÷12年度実績)×100	リサイクル率	%	19.8	25.9	資源ごみ/一般ごみ収集量×100
	市役所の役割	○市民に対し、ごみの排出者としての責任の認識と分別に対する意識を高めるとともに、ごみの再資源化に関する助成制度について、より一層の周知や啓発を進めます。 ○各店舗や事業所に対し、ごみの分別収集の重要性、分別収集に伴う費用負担の必要性について啓発します。 ○各店舗に対し、積極的にエコショップに参加するよう啓発活動を展開します。					○市民に対し、ごみの排出者としての責任の認識と分別に対する 意識を高め、3Rの推進や適正処理に関する情報、ごみの再資源化に関する助成制度について、より一層の周知や普及啓発を進めるとともに、ごみの適正な収集を行います。 ○各店舗や事業所に対し、 排出者責任に基づく適正処理、ごみの排出抑制と分別収集、地域や行政が取り組む活動への協力を求めます。					
	市民などの役割	○収集日程に合わせて適正にごみを排出し、地域のごみ収集場所を清潔に保持することで、不適正排出の無いよう組織的に取り組みます。 ○店舗・事業所の責任を認識し、分別に努めます。 ○エコショップの主旨に賛同し、積極的に協力します。					○収集日程に合わせて適正にごみを 指定時間までに 排出し、地域のごみ収集場所を清潔に保持することで、不適正排出の無いよう組織的に取り組みます。 ○廃棄物の排出抑制や循環的利用を図るため3Rを推進します。 ○店舗・事業所の責任を認識し、分別に 努めるとともに、地域や行政が取り組む活動に積極的に協力します。					

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)					
第3章	施策名	第7節 環境負荷の低減					(7)環境負荷の低減					
	現状と課題	<p>○大気、水質、騒音などの日常生活における環境問題から地球温暖化をはじめとする地球規模での多岐にわたる環境問題が発生しています。</p> <p>○市域の大気測定点における二酸化窒素濃度や、男里川の水質は、環境基準を達成していますが、持続可能な社会の実現に向けた環境教育や、市民一人ひとりが環境負荷の少ない日常生活を営める環境づくりが求められています。</p> <p>○市役所では地球温暖化対策推進実行計画を策定し、温室効果ガスの排出量削減に成果を上げていますが、多様化する環境問題について、市民の関心が高まっており、市役所はさらなる環境負荷の少ない活動を行うよう求められています。</p>					<p>○大気、水質、騒音などの日常生活における環境問題から地球温暖化をはじめとする地球規模での多岐にわたる環境問題が発生しています。</p> <p>○持続可能な社会の実現に向けた環境教育や、市民一人ひとりが環境負荷の少ない日常生活を営める環境づくりが求められています。</p> <p>○市役所では地球温暖化対策推進実行計画を策定し、温室効果ガスの排出量削減に成果を上げていますが、多様化する環境問題について、市民の関心が高まっており、市役所はさらなる環境負荷の少ない活動を行うよう求められています。</p>					
	施策のめざす姿	○市民、事業所、市役所のそれぞれが、地球環境の保全を視野に入れて、環境への負荷の少ない活動を地域社会で実践しています。					○市民、事業所、市役所のそれぞれが、地球環境の保全を視野に入れて、環境への負荷の少ない活動を地域社会で実践しています。					
	成果指標		指標名	単位	現状値	目標値 (H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値 (H33年度)	説明
			「行政は環境問題にしっかりと取り組んでいる」と思う市民の割合	%	69.5	↗	住民意識調査	市役所の事務事業による温室効果ガス排出量	t	4,168	↘	住民意識調査
			「市民は環境問題に対してできることから取り組んでいる」と思う市民の割合	%	71.7	↗	住民意識調査	環境基準(*)達成率	%	90	100	道路交通騒音の測定地点における基準値達成箇所割合
		市役所の事務事業による温室効果ガス排出量	t	4,168	↘							
	環境基準達成率	%	100	100								
市役所の役割	<p>○学校での環境教育や広報誌などにより、環境問題について広く周知するとともに、地域、事業者における環境への負荷低減の取り組みを推進します。</p> <p>○事業者が公害を未然に防止するため、法令に基づいた指導を行います。</p> <p>○市役所は地域における最大の消費者として率先して省エネや環境にやさしい物品購入などに取り組みます。</p> <p>○再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱など)の活用促進に努めます。</p>					<p>○学校での環境教育や広報誌などにより、環境問題について広く周知するとともに、地域、事業者における環境への負荷低減の取り組みを推進します。</p> <p>○事業者が公害を未然に防止するため、法令に基づいた指導を行います。</p> <p>○市役所は地域における最大の消費者として率先して省エネや環境にやさしい物品購入などに取り組みます。</p> <p>○再生可能エネルギーの活用促進に努めます。</p> <p>○公用車の買い換えやリースの際にエコカーを検討する。また再生可能エネルギーの活用促進に努めます。</p>						
市民などの役割	<p>○環境問題に対する意識を向上させ、日常生活において省エネや環境に配慮した物品の購入など環境にやさしい行動をします。</p> <p>○事業活動において、公害法令の遵守および環境への負荷を低減させる行動をします。</p>					<p>○環境問題に対する意識を向上させ、日常生活において省エネや環境に配慮した物品の購入など環境にやさしい行動をします。</p> <p>○事業活動において、公害法令の遵守および環境への負荷を低減させる行動をします。</p>						

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)				
第3章	施策名	第8節 環境衛生の向上					(8)環境衛生の向上				
	現状と課題	<p>○生活排水処理率は59.3%と大阪府内市町村のなかでも低い値になっていることから、公共下水道の整備促進と併せて、公共下水道認可区域外におけるくみ取りトイレや単独処理浄化槽を設置している住宅などからの生活排水対策を進めることが求められています。</p> <p>○犬の糞や空き地の管理など、環境衛生上の支障をきたさないよう、管理者は自らの責任により適正に対処することが求められています。</p> <p>○高齢化が進行するなか、今後、火葬件数は増加すると予測していることから、火葬場の老朽化への対応など施設整備が求められています。</p>					<p>○生活排水処理率(*)は大阪府内市町村のなかでも低い値になっていることから、公共下水道の整備促進と併せて、公共下水道認可区域外におけるくみ取りトイレや単独処理浄化槽を設置している住宅などからの生活排水対策を進めることが求められています。</p> <p>○犬の糞や空き地の管理など、環境衛生上の支障をきたさないよう、管理者は自らの責任により適正に対処することが求められています。</p> <p>○高齢化が進行するなか、今後、火葬件数は増加すると予測していることから、火葬場の老朽化への対応など施設整備が求められています。</p> <p>○空家等を適切に管理するのは第一義的には所有者等の責務ですが、管理不全となっている空家等が地域において環境衛生、景観等の問題となり、管理不全の空家等に対しては行政の関与が求められています。</p>				
	施策のめざす姿	<p>○市民、事業所、市役所は、環境衛生のさらなる向上に向け、それぞれの役割を担うことで、生活排水による環境への負荷が低減されるなど、快適な環境で活動しています。</p> <p>○市民が、快適な施設環境のもと、火葬場を利用しています。</p>					<p>○市民、事業所、市役所は、環境衛生のさらなる向上に向け、それぞれの役割を担うことで、生活排水による環境への負荷が低減されるなど、快適な環境で活動しています。</p> <p>○市民が、快適な施設環境のもと、火葬場を利用しています。</p> <p>○空家等の所有者に対し、適正な維持管理、除却、有効利用等を促進します。</p>				
	成果指標	指標名	単位	現状値	目標値(H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値(H33年度)	説明
		「適切な排水処理により、衛生的な生活環境や海・川が守られている」と思う市民の割合	%	61.2	↗	住民意識調査	生活排水処理率(*)	%	60.8	↗	(下水道人口+合併処理浄化槽人口)÷総人口×100
		生活排水処理率	%	59.3	↗	(下水道人口+合併処理浄化槽人口)÷総人口×100					
	狂犬病発生件数	件	0	0							
市役所の役割	<p>○公共下水道認可区域外となっているくみ取りトイレまたは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替えるよう推進します。</p> <p>○し尿および浄化槽汚泥を適正に処理します。</p> <p>○空き地の適正な管理に向けた啓発や指導・助言を行います。</p> <p>○飼い犬の散歩時における糞の放置や犬のしつけ、狂犬病の予防接種など、飼い主のマナー向上を啓発します。</p> <p>○今後、高齢化社会による火葬件数の増加に対応しつつ、周辺環境に配慮した火葬場を運営します。</p>					<p>○公共下水道認可区域外となっているくみ取りトイレまたは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替えるよう推進します。</p> <p>○し尿および浄化槽汚泥を適正に処理します。</p> <p>○空き地の適正な管理に向けた啓発や指導・助言を行います。</p> <p>○飼い犬の散歩時における糞の放置や犬のしつけ、狂犬病の予防接種など、飼い主のマナー向上を啓発します。</p> <p>○空家等の所有者が適切な維持管理に努めるよう助言・指導等を行い、また、管理不全の空家等が発生しないよう対策について支援を行います。</p> <p>○泉南市と広域連携で新たな火葬場の整備・運営を行います。</p>					
市民などの役割	<p>○くみ取りトイレまたは単独処理浄化槽を使用している住宅などについて、早期に公共下水道への接続または合併処理浄化槽を設置し、かつ適切に維持管理します。</p> <p>○地域内にある空き地(空き家がある空き地を含む)の適正な管理に向けた地域コミュニティを構築します。</p> <p>○飼い犬の散歩時における糞の放置や犬のしつけ、狂犬病の予防接種など、飼い主のマナーを向上します。</p>					<p>○くみ取りトイレまたは単独処理浄化槽を使用している住宅などについて、早期に公共下水道への接続または合併処理浄化槽を設置し、かつ適切に維持管理します。</p> <p>○地域内にある空き地(空き家がある空き地を含む)の適正な管理に向けた地域コミュニティを構築します。</p> <p>○飼い犬の散歩時における糞の放置や犬のしつけ、狂犬病の予防接種など、飼い主のマナーを向上します。</p> <p>○所有者等は、適正な管理を行い、良好な地域環境の形成に努める。管理不全の空家等の所有者等は、早期に解決を図ります。また、地域の有効な資源として、地域活動の拠点などとして活用します。</p>					